



総合海洋政策推進事務局

- 海洋に関する政策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策の企画、立案及び総合調整をしています。
- 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画、立案及び推進しています。

参事官（総括担当）

参事官（水産・環境保全担当）

参事官（安全保障・国際担当）

参事官（研究開発・人材育成担当）

参事官（資源・エネルギー担当）

参事官（大陸棚・海洋調査担当）

参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当）

参事官（離島（地域社会維持）担当）

有人国境離島政策推進室

Cabinet Office

海洋政策の推進体制

■ 総合海洋政策本部

海洋基本計画の案の作成及び実施の推進、関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整、その他海洋に関する施策で重要なものの企画・立案・総合調整を行っています。

- ・本部長…内閣総理大臣
- ・副本部長…内閣官房長官、海洋政策担当大臣
- ・本部長…本部長・副本部長以外の全ての国務大臣

■ 総合海洋政策本部参与会議

海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べます。

海洋基本計画

平成 30 年 5 月 15 日に、総合海洋政策本部会合での了承及び閣議決定によって、第 3 期海洋基本計画を策定しました。

● 第 3 期海洋基本計画の主なポイント

(1)海洋基本法の目的「新たな海洋立国を実現すること」を目指すため、「新たな海洋立国への挑戦」を本計画の政策の方向性として位置付け。

(2)政策の方向性の内容を、端的なキャッチフレーズを用いて示すと、以下のとおり。

- ・開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
- ・海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
- ・未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
- ・先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
- ・海を身近に。海を支える人を育てる

(3)海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、中核である海洋の安全保障に関する施策に加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策とを併せ、「総合的な海洋の安全保障」として、政府一体となって取組を推進することを明記。

(4)最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」のほか、海洋の主要施策として、

- ・海洋の産業利用の促進
 - ・海洋環境の維持・保全
 - ・科学的知見の充実
 - ・北極政策の推進
 - ・国際連携・国際協力
 - ・海洋人材の育成と国民の理解の増進
- についての基本的な方針を記載。